

土木工事特記仕様書 (平成21年8月1日以降適用)

(土木工事共通仕様書の適用)

第1条 本工事の施工にあたっては、徳島県県土整備部「徳島県土木工事共通仕様書 平成16年7月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

また、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省総合政策局建設施工企画課)、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)に基づき実施しなければならない。

(土木工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項)

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 平成16年7月」に対する変更及び追加仕様事項は、次のとおりとする。

第1編 共通編

(書類の簡素化に関する事項)

1-1-1 適用

8. 請負者は、工事施工に伴い必要となる工事書類の作成・提出方法について、事前に、監督員と「工事書類簡素化要領」に基づき協議するものとする。

なお、電子メールを活用した工事書類の提出等については、請負者の承諾後に実施するものとする。

9. 請負者は、提示が義務付けられている書類の整備・保管に努め、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。なお、提示した書類については、工事竣工後、原則5年間保管するものとする(関係法令等で、5年以上の保存期間が定められているものを除く)。

10. 監督員及び請負者は、後々の紛争を未然に防止するために必要になると判断した事項について、書面及び押印を省略しないものとする。

1-1-2 用語の定義

14. 指示とは、監督員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。ただし、軽易なもので請負者が同意したものについては、書面を省略できるものとする。

15. 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者もしくは監督員又は請負者が書面により同意することをいう。ただし、軽易なもので監督員又は請負者が同意したものについては、書面を省略できるものとする。

16. 協議とは、契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し、書面により結論を得ることをいう。ただし、軽易なもので結論を得たものについては、書面を省略できるものとする。

19. 報告とは、請負者が監督員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。ただし、軽易なものについては、書面を省略できるものとする。

21. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、重要なものを除き、電子メールを活用した伝達物も有効とし、押印を省略できるものとする。

(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、重要なものについては後日有効な書面と差し換えるものとする。

1-1-4 工程表

2. 請負者は、次に示すいずれかに該当する場合に限り、工程表の作成及び監督員への提出を省略できるものとする。ただし、監督員から提出の指示がある場合については、省略することができない。

当初の契約工期が30日未満の工事における当初工程表。

に該当するもののうち、契約変更により工期が30日以上になった場合の変更工程表。ただし、工期延伸により60日以上となる場合には省略できない。

契約変更時の残工期が30日未満となる工事における変更工程表。

契約変更時において工程に影響がない軽微な数量の増減となる場合の変更工程表。

契約締結後7日までに施工計画書が提出された工事における当初工程表。

1-1-5 施工計画書

3. 請負者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。ただし、数量のわずかな増減等の軽微

な変更で施工計画に大きく影響しない場合を除く。

1-1-7 監督員

2. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合に監督員が、請負者に対し口頭による指示等を行った場合には、請負者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督員と請負者の両者が指示内容等を確認するものとする。なお、軽易なもので請負者が同意したものについては、書面を省略できるものとする。

1-1-21 支給材料及び貸与品

4. 削除

1-1-33 工事中の安全確保

10. 請負者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、請負者は、工事着手前に具体的な実施計画を作成し、監督員に提出するとともに、その実施状況については、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。ただし、計画書については、施工計画書を提出する工事又は監督員が特に指示する工事のみ提出するものとする。

1-1-42 官公庁等への手続等

3. 請負者は、前項に規定する届出等を行い、許可、承諾等を受けた場合は、その資料を監督員に提示しなければならない。ただし、監督員が特に必要と認める場合には提出を求められることができるものとする。

(J I S マーク製品)

1-1-2 用語の定義

37. JIS規格とは、日本工業規格をいう。なお、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系(SI)移行(以下「新JIS」という。)に伴い、全て新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品番号に読み替えて使用できるものとする。ただし、平成20年9月30日までに旧JISマークが付された製品に限る。

(工事実績データ作成、登録)

1-1-6 工事カルテ作成、登録

1. 請負者は、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、請負金額が500万円以上の工事について受注・変更・竣工・訂正時ごとに登録用の「工事実績データ」を作成し、登録機関((財)日本建設情報総合センター)の発行する「登録のための確認のお願い」を監督員に提出して内容の確認を受けた後、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。ただし、変更時と竣工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

(1) 受注時は、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。

(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。

(3) 竣工時は、工事完成後10日以内とする。

(4) 訂正時は、適宜とする。

2. 実績登録完了後、登録機関が発行する「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出し登録内容の確認を受けなければならない。

(下請負人の優先選定)

1-1-12 工事の下請負

2. 請負者は、設計金額が1億円以上の本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有する者の中から優先して選定するよう努めなければならない。

なお、徳島県内に主たる営業所を有する者以外と下請契約する場合は、県内業者を選定しない理由を記した理由書を発注者に提出しなければならない。

(土木施工管理技術検定制度等の活用)

1-1-14 土木施工管理技術検定制度等の活用

1. 請負対象額が4,500万円以上9,000万円未満となる工事は、主任技術者又は監理技術者を定めるにあたり、次の者を選定すること。
2. 請負対象額が9,000万円以上となる工事は、主任技術者又は監理技術者を定めるにあたり、次の者を選定すること。

(現場代理人及び主任技術者等)

1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 請負者は、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」(以下「選任通知書」という。)を、請負金額が2,500万円以上の工事は入札後契約前に契約事務担当者へ、請負金額が2,500万円未満の工事は契約後7日以内に監督員へ提出し確認を受けなければならない。ただし、共同企業体の場合は、代表構成員は現場代理人及び主任技術者(監理技術者)を選任することとし、その他構成員は主任技術者を選任することとする。

なお、この選任通知書の内容が変更になった場合は、変更日から5日以内に監督員に変更した選任通知書を提出し確認を受けなければならない。

3. 請負者は、第1項の選任通知書に次のものを添付しなければならない。

(4) 主任技術者(監理技術者を含む)と請負者(共同企業体の場合は各構成員)との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合はこの限りでない。

なお、請負金額が2,500万円以上の工事における専任の主任技術者(監理技術者含む)は、入札日(随意契約は見積書提出日)以前に請負者と3ヶ月以上の雇用関係があること。

(建設副産物)

1-1-23 建設副産物

2. 請負者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

3. 請負者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事において、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を建設リサイクルデータ統合システム(以後CREDASと表記)により作成し(様式1又は様式1-2)、監督員に提出しなければならない。

4. 請負者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画をCREDASにより作成し(様式2又は様式2-2)、監督員に提出しなければならない。

5. 請負者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかにCREDASにより作成した提出用ファイル(実施書)を、監督員に提出しなければならない。

なお、請負者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完了後1年間保存すること。

6. CREDASについては、請負者自身が国土交通省リサイクルホームページよりダウンロードした上で利用することとするが、請負者のネットワーク環境の導入状況等によりダウンロードが困難な場合は、請負契約締結後、監督員と協議の上で、CREDASインストールファイルを収録したCD-Rを必要に応じて請負者に貸し出すものとする。

(工事資機材の管理)

1-1-33 工事中の安全確保

20. 請負人は、8項における安全巡視の際、工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。なお、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

(手すり先行型足場)

1-1-33 工事中の安全

21. 請負者は、足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省 平成21年6月)」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。

(排出ガス対策型建設機械の使用)

1-1-37 環境対策

4. 請負者が以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定 要領(平成3.10.8建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18.3.17国総施第215号)」に基づき 指定された排出ガス対策型建設機械(トンネル坑内作業においてはトンネル工事用)を使用するものとする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度 公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置(トンネル坑内作業においては黒煙浄化装置付)を装着することで、排出ガス対策型建設機械(トンネル坑内作業においてはトンネル作業用)と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

なお、設計金額が2億円未満の工事において、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、監督員と協議を行い排出ガス対策を講じていない建設機械(以下「未対策建設機械」という。)に変更契約できるものとする。設計変更は機種単位で判断し、未対策型建設機械を1台でも使用した場合は、当該建設機械の機種について全て未対策型建設機械として設計変更することとする。

また、排出ガス対策型建設機械(トンネル坑内作業においてはトンネル工事用)あるいは排出ガス浄化装置(トンネル坑内作業においては黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用する場合、監督員は施工現場において使用する建設機械を確認するものとする。

(トンネル工事に用建設機械)

機 種	備 考
・バックホウ ・ホイローダ ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン(エンジン出力30kwから260kw)を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検証の交付を受けているものは除く。

(一般工事に用建設機械)

機 種	備 考
・バックホウ ・ホイローダ ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット (以下に示す基礎工事に用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの:油圧ハンマ、パイロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ラフテレーンクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kwから260kw)を搭載した建設機械に限る。

(低騒音型・低振動型建設機械の使用について)

1-1-37 環境対策

5. 請負者は、低騒音型・低振動型建設機械を使用する場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成9年 建設省告示第1536号、一部改正 平成15.3.10 国交省告示第187号)」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。

なお、低騒音型建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議し、普通型の建設機械を使用することができる。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。

(交通誘導員)

1-1-2 用語の定義

38. 交通誘導員Aとは、警備業法(昭和47年法律第117号 一部改正平成17年法律第87号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である。

39. 交通誘導員Bとは、警備業法(昭和47年法律第117号 一部改正平成17年法律第87号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するものである。

1-1-39 交通安全管理

11. 請負者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、円滑(公平)な交通サービスを提供することが重要であることから、状況を十分把握するとともに、その対策について交通誘導員の配置計画を提出するものとする。

12. 請負者は、交通誘導員を配置する工事にあたっては、「交通誘導員勤務実績調査表」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、一月ごとに監督員に1部提出するものとする。なお、請負者は合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出しなければならない。また、検定合格警備員は、当該業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ監督員等の請求があるときには、これを提示しなければならない。

1-1-41 諸法令の遵守

(57) 警備業法(昭和47年法律第117号)

(暴力団等による不当介入の排除)

1-1-52 暴力団等からの不当要求又は工事妨害の排除

1. 請負者は、受注工事に関し、暴力団等から工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(2項に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出ること。

2. 請負者は、受注工事の一部について、他の建設業者に下請負させた場合においては、当該下請負工事の施工に関し、下請負人が暴力団等から不当介入を受けたときは、請負者にその旨を報告することを義務付けること。

3. 請負者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じること。
4. 請負者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行うこと。
5. 請負者は、発注者と工程に関する協議を行った結果、工期内に工事が完成しないと認められた場合は、徳島県公共工事標準請負約款(以下「約款」という。)第21条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。
6. 請負者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。請負者は、当該被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、請負者は、約款第21条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。

(県産木材の優先利用)

1-1-2 用語の定義

40. 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。

- (1) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
- (2) (1)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材

2-6-2 工事目的物及び指定仮設での県産木材の優先利用

1. 請負者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合、原則県産木材を使用すること。
2. 請負者は、徳島県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される、「産地認証」証明書の写しにより徳島県内産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
3. 徳島県内の森林から直接調達する等、前項により難しい場合は、「木材使用届」に木材調達先の産地及び相手の氏名を記入したものを監督員へ提出するものとする。
4. 工事完了後は、「県産木材使用実績報告書」を監督員へ提出するものとし、使用箇所別に工事目的物、指定仮設、任意仮設等の種別を明記すること

2-6-3 任意仮設等での県産木材の優先利用

1. 請負者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、可能な限り、県産木材を用いた木製品を使用するものとする。ただし、供用中の道路に係る工事の施工に用いる交通安全管理用掲示板の様式・仕様等は、「道路工事の安全施設設置要領(案)」等に準拠すること。
2. 請負者は、コンクリート打設用型枠に木製型枠を使用する場合は、可能な限り、「県産木材を使用した型枠」及び「県産すぎ複合板型枠」を使用するものとする。
3. 県産すぎ複合板型枠とは、徳島県産すぎを用いた、すぎ複合型枠用合板を使用するコンクリート型枠のことである。
4. 県産すぎ複合型枠用合板は、日本農林規格(JAS)の認定を受けたものと同様以上のものを使用するものとする。
5. 当初、任意仮設等において徳島県産木材を使用する予定であったものが、徳島県産木材を使用できなくなった場合は、「県外産木材使用届」を監督員へ提出するものとする。
6. 請負者は、徳島県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される、「産地認証」証明書の写しにより徳島県内産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
7. 徳島県内の森林から直接調達する等、前項により難しい場合は、「木材使用届」に木材調達先の産地及び相手の氏名を記入したものを監督員へ提出するものとする。
8. 工事完了後は、「県産木材使用実績報告書」を監督員へ提出するものとし、使用箇所別に工事目的物、指定仮設、任意仮設等の種別を明記すること。

(県産資材の優先利用)

2-9-2 県産資材の優先利用

請負者は、木材以外の建設資材を選定するにあたり、県内産資材を優先して使用するよう努めなければならない。

なお、コンクリート製品(コンクリート二次製品)、砕石及び仕様書等で特に指定した建設資材について県内産資材以外を使用する場合は、県内産資材を選定しない理由を記した理由書を監督員に提出しなければならない。ただし、ここでいう「県内産資材」とは、建設資材の材料の主な部分を県内産出の原材料を使用しているか、あるいは徳島県内で加工製造を行った製品をいう。

(発光ダイオード(Light Emitting Diode = LED)に関する県内生産関連製品又は県内関連企業製品の優先使用)

2-15-4 県産資材の優先利用

請負者は、発光ダイオード関連製品を選定するにあたり、県内で生産された発光ダイオードを用いた製品又は県内の発光ダイオード関連企業の製品を優先して使用するよう努めなければならない。

(鋼矢板)

3-3-4 矢板工

19. 請負者は、河川構造物の本設鋼矢板を施工するにあたり、使用する鋼矢板については、JIS A 5523(溶接用熱間圧延鋼矢板)を使用するものとする。なお、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。

(根株)

3-3-18 根株

請負者は、工事現場内での根株等を自ら利用のため保管する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条第2項関係省令 同法施行規則第8条「産業廃棄物保管基準」を準用することとする。

なお、積み替え及び再生のための工事現場外での保管は、同法第12条第2項関係政令 同法施行令第6条「産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準」を準用することとする。

(建設汚泥の現場内再利用)

3-3-19 凝集剤

1. 請負者は、建設汚泥に凝集剤等を用いて自工事内で再利用を行う場合、本工事に使用する凝集剤等については、次の基準を満足しなければならない。なお、使用する凝集剤等の品質証明書等により、次に示す基準を満足していることが確認できる場合には、改めて試験を実施して安全性を証明する必要はない。

(1) 凝集剤等を使用する場合

水道用ポリ塩化アルミニウム(PAC)(JIS K 1475)、硫酸アルミニウム(硫酸ばんど)の場合は、日本工業規格(JIS K 1450)で定められる基準を満足すること。

有機高分子凝集剤の場合は、日本水道協会(JWWA K 126-1980)で定められる基準を満足すること。

及び 示す凝集剤以外の凝集剤等を使用する場合は、使用する凝集剤等の溶出試験結果が、「土壌の汚染に係る環境基準」を満足すること。

(2) セメント系固化剤の場合

固化剤の溶出試験結果が、「土壌の汚染に係る環境基準」を満足すること。なお、焼却灰をセメント原料として使用しているセメント系固化剤を使用する場合は、固化剤がダイオキシン類の環境基準を満足すること。

2. 請負者は、工事着手までに次に示す(1)から(3)及び(7)の資料を各1部提出すること。ただし、契約図書等に示す工法、凝集剤等を変更する場合には、監督員と協議すること。なお、協議の結果、契約図書等に示す工法、凝集剤等を変更した場合には、工事着手までに次に示す(4)から(7)の資料を各1部提出すること。

(1) 様式1(「建設汚泥の自工事現場内再生利用計画書(計画時)」)

(2) 写真(建設汚泥発生場所及び再利用場所を各数枚程度で構わない。)

(3) 使用する凝集剤等の安全性を示す資料

(4) 様式3(建設汚泥の自工事現場内再生利用計画書(変更時))

(5) 写真(建設汚泥発生場所及び再利用場所を各数枚程度で構わない。)

(6) 使用する凝集剤等の安全性を示す資料

(7) その他必要な資料

3. 請負者は、建設汚泥を改質した改質土について、次の試験を実施し、所定の品質基準を満足していることを確認しなければならない。

(1) 溶出試験:「土壌の汚染に係る環境基準」で規定されている項目について、改質土500m³の頻度で実施すること。ただし、改質土が500m³に満たない場合は、1回実施すること。

(2) pH試験:地盤工学会基準JGS T 211により、改質土500m³の頻度で実施すること。ただし、改質土が500m³に満たない場合は、1回実施すること。

(3) コーン指数試験:日本工業規格JIS A 1228により、建設汚泥の1日あたり処理量が200m³を越える場合は200m³に1回、200m³以下の場合は1日に1回の頻度で実施すること。

(4) 一軸圧縮試験:日本工業規格JIS A 1216により、監督員が特に必要と認められた場合に実施すること。

4. 請負者は、建設汚泥の中間処理が完了したときに、次に示す資料を各1部提出すること。

(1) 様式2-1及び様式2-2(「建設汚泥の自工事現場内再生利用計画書(完了時)」)

(2) 写真(建設汚泥発生場所、施工状況写真及び再利用場所を各数枚程度で構わない。)

(3) 処理土の品質及び安全性を示す資料

(4) その他必要な資料

(コンクリート舗装工)

3-6-6 コンクリート舗装工

13.(2) 転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き表3-27～3-28に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督員が承認した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。

(六価クロム溶出試験)

3-7-10 六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)

請負者は、セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用を行う場合、六価クロム溶出試

験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験実施要領によるものとする。

(コンクリートの単位水量の測定)

5-3-12 品質確保

1. 請負者は、コンクリートを50m³以上使用する工事の場合、品質確保のため、レディーミクストコンクリートの単位水量の測定を実施しなければならない。なお、単位水量の測定は「徳島県土木工事レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」による。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用	試験成績による確認
1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・タム・覆工コンクリート・吹き付けコンクリートを除く)	施工	必須	単位水量測定	レディーミクストコンクリートの品質確保について	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理値又は指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。また、再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	・荷卸し時 ・1回/日又は50m ³ を超える場合50m ³ 毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
23.コンクリートタム	施工	必須	単位水量測定	レディーミクストコンクリートの品質確保について	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理値又は指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。また、再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	・荷卸し時 ・1回/日又は50m ³ を超える場合50m ³ 毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
24.覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	単位水量測定	レディーミクストコンクリートの品質確保について	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理値又は指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。また、再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	・荷卸し時 ・1回/日又は50m ³ を超える場合50m ³ 毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

(ひび割れ・テストハンマーによる強度推定調査)

5-3-12 品質確保

2. 請負者は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁及び内空断面が2.5m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、高さが3m以上の堰・水門・樋門等を施工する場合、コンクリート構造物の品質確保のため、ひび割れ調査を実施しなければならない。

また、コンクリート構造物の品質確保のため、テストハンマーによる強度推定調査を実施しなければならない。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用	試験成績に 成等 確認
1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・タム・覆工コンクリート・吹き付けコンクリートを除く)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く)、内空断面積が2.5m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工(ただし、いずれの工種についてもPCは除く)及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。	
			テストハンによる強度推定調査	JIS A 1155	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間(ただし、100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1カ所)で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。なお、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施する。材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、トンネルについては、25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合又は1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。なお、工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取する。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないように十分な検討を行う。なお、圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合又は1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。		
24.覆工コンクリート(NATM)	施工後試験	必須	テストハンによる強度推定調査	JIS A 1155	設計基準強度	目地間(ただし、100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1カ所)で行う。なお、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合又は1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。なお、工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
			その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取する。	

(場所打擁壁工)

5-7-1 場所打擁壁工

場所打擁壁工(構造物単位)の数量及び雑工種は、「土木工事数量算出要領」で示した項目の費用を含んでいる。
 なお、雑工種については数量の増減が生じても原則として設計変更の対象としない。また、雑工種の出来形管理及び品質管理については、仕様書及び図面に基づき適正に行うこと。

(場所函渠工)

5-7-2 場所打函渠工

場所打函渠工(構造物単位)の数量及び雑工種は、「土木工事数量算出要領」で示した項目の費用を含んでいる。
 なお、雑工種については数量の増減が生じても原則として設計変更の対象としない。また、雑工種の出来形管理及び品質管理については、仕様書及び図面に基づき適正に行うこと。

第6編 道路編

(植栽樹木の植替え義務)

2-7-6 道路植栽工

14. 請負者は、本工事で施工される植栽樹木(ただし、移植樹木は除く)について、工事完了引渡し後1年以内に植栽したときの状態で枯死又は形姿不良(枯枝が樹冠部のおおむね2/3以上となった場合又は通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね1/3以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含む)になった場合には、発注者側の現地確認の要求により発注者側と立会の上(必要な場合には学識経験者を交え)枯死又は形姿不良の判定を行い、その結果に基づき、指定期日までに当初植栽した樹木と同等以上の品質形状のものを請負者の負担で植替えなければならない。ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災により流失、折損、倒木した場合はこの限りでない。

(落橋防止装置工)

13-6-12 落橋防止装置修繕工

4. 請負者は、アンカーボルトの施工にあたって、鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に監督員と協議し、鉄筋探査器等を用いて既設橋台・橋脚の配筋状況の確認を実施するものとする。
5. アンカー孔の削孔にあたっては、既存鉄筋やコンクリートに損傷を与えないように十分注意して行うものとする。
6. アンカー挿入時に何らかの理由によりアンカーの挿入が不可能となった場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。
7. 請負者は、アンカーボルトの材料搬入時に設計図書に示す長さ・径・材質について全数確認するものとする。
8. 請負者は、出来形管理としてアンカーボルト孔の削孔長を曲がらない定規で全数確認することとし、その規格値は設計値以上とする。
9. 請負者は、アンカーボルト定着長の出来形確認として、超音波探傷器を用いて全数測定を行うこととし、その規格値は設計値 - 20mm(又は1D)とする。
10. 前6項の資料、及び実施状況については写真等を監督員へ提出するものとする。
11. 第9項の超音波探傷器の測定については、超音波探傷器に精通した第三者機関が実施するものとする。